佐賀市立城北中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめ防止対策推進法が、平成25年6月28日に成立、同年9月28日に施行され、同年10月1 1日には同法に基づく国のいじめ防止基本方針が策定されたところである。

また同法により、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の策定(同法第13条)及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置(同法第22条)が義務づけられている。

このことを受けて、本校では「佐賀市立城北中学校の学校いじめ防止基本方針」を定め、これをもとに 全職員一致協力のもと、いじめのない学校づくりに努め、万一起こった場合にも初期対応からアフター ケアまで的確な対応ができるようにしていきたい。

2 学校いじめ防止基本方針の概要

- (1) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ① 未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという考えを前提に、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

【本校における具体的な対策】

- ・すべての教育活動を通して、心の通い合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育 や人権・同和教育を推進しながら他を思いやる心を育てる。
- ・「出番・役割・承認」のサイクルを授業や行事、体験活動に意図的・計画的に仕組み、主体的に 参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりなどを通して、生徒の自己有用感を高める。
- ・生徒会による「いじめ0宣言」をもとに、「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたりすることがないように、指導・支援のあり方に細心の注意を 払う。
- ・毎週の「職員連絡会(生徒指導)」や「教育相談部会」、また、毎月の「生徒指導協議会」等に おいて、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。
- ・管理職や事務職員も含めた全職員で、毎月の「いじめ・いのちを考える日」に各学級でいじめ 防止に関する講話や啓発を集中して行なう。その内容にはインターネットを通じて行なわれる いじめ防止も位置づける。
- ・小中連携による情報共有、家庭や地域(民生委員等)からの情報提供等により、いじめの実態 把握が行われやすい体制づくりに努める。
- ・いじめ防止等に関する事例研修(インシデントプロセス法)の充実を図り、教職員の指導力の 向上に努める。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

【本校における具体的な対策】

- ・教師の発見だけでなく、本人の訴え(学活ノート等)や周りの生徒からの連絡や保護者からの 連絡に常にアンテナを張り、日常的にいじめの早期発見に努めるようにする。
- ・生徒指導主事や教育相談担当主任を中心に、定期的なアンケート(毎月1回以上)を活用して、 対策に努める。また、必要性を感じるたびにアンケートを実施して、生徒の生活状況や悩みの 有無について積極的に把握する。さらに、必要に応じて保護者へのアンケートや意見収集を行 うようにする。さらにそのアンケートの結果をもとに予防策や対応策を練り、職員の共通理解 のもと、積極的に対応していく。
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査を年2回(6月・11月)に行い、 生徒の生活状況や悩みの有無について把握し、全職員で共有し、対応する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう SC (スクールカウンセラー) や SSW (スクールソーシャルワーカー) 及び SS (スクールサポーター)、生活指導員や学習支援員、サポート相談員も含めた相談体制を整え、チーム学校としての体制を整え、学校の相談機能・支援機能を高める。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

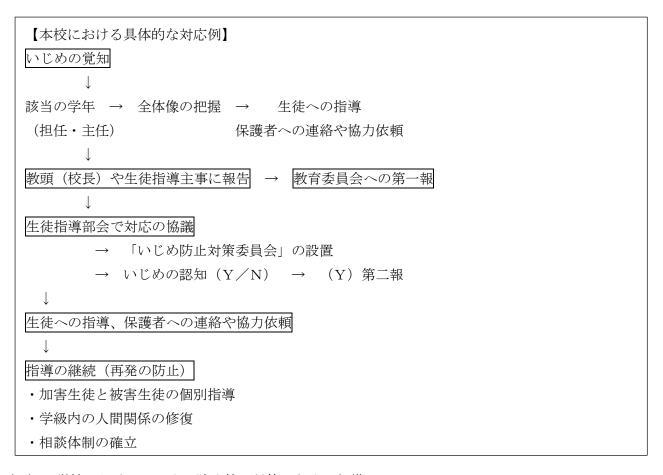
「いじめ解消」の周知徹底について

※「いじめの解消」とは認知したいじめについて、被害生徒へのケアや加害生徒への指導など、 学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解 決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断でき る状態

また、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア)重大事態が発生した旨を、佐賀市教育委員会に速やかに報告するとともに、必要に応じて専門機 関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。

- イ) 佐賀市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ防止対策拡大委員会」を設置する。
- ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ)被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- オ)上記調査結果については、個人情報保護に十分留意しながら、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。



(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談をするというように、特定の教員で抱え込まない仕組みをつくる。
- ・当該組織に集められた情報は整理して記録し、情報の集約と共有化を図る。
- ・当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直しや取組状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルで検証を担う役割も期待されている。いじめの事実が隠蔽されたりすることがないように、また、いじめの実態の把握やいじめに対する処置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止に努めるための取組を適性に評価する。
- ・学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織であ り、必要に応じて外部専門家を活用する。

・いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを、すべて当該組織に報告・相談し、当該組織 を中核として組織で対応する。

<本校の組織>

生徒指導部会

- …校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭・いじめ防止対策委員会(22条委員会)
 - …校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、PTA、学校評議員、 スクールカウンセラー
- ※ただし、状況に応じて、部活動顧問や養護教諭等の関係教職員、SS(スクールサポーター)や民生委員を委員とする場合もある。

(4) 関係機関との連携

社会の状況や価値観が多様化する現在、いじめの事案にかかわらず、学校の運営はもはや学校だけの力では成り立たない部分が多い。特に、いじめの問題については、犯罪行為が含まれるケースや被害者・加害者の精神的なケア、医療的な支援が必要なケースがある。こうしたケースに対応するためには、日頃から顔の見える関係(ネットワーク)を作っておく必要がある。また、連携を図るために、教頭と生徒指導主事を中核とし、連携状況の点検や工夫をし、強化していく。

(ア) 佐賀北警察署との連携

犯罪行為として認められる事案については、速やかに佐賀北警察署に通報し、連携して事案の解消に努める。犯罪行為にあたる事案としては、

- ・被害者の心身を大きく傷つける事案
- ・被害者から金品を強要する事案
- ・その他、校長が必要と認める事案

(イ) 児童相談所との連携

学校におけるいじめ問題は、その背景に生徒の非行や家庭の抱える困難など、様々な要因が考えられることから、積極的な連携を図る。

(ウ) SS (スクールサポーター) の活用

本校には、警察官経験者であり佐賀県警所属のスクールサポーターが駐在している。いじめ問題に 的確に対応するためには、これまで以上に警察と学校との連携を強化する必要があるが、スクールサ ポーターは両者の架け橋として、重要な役割を果たすものと考えられる。具体的には、以下のような 役割が考えられる。

- ・いじめ問題に関して、学校が加害者への聞き取りや指導を行うにあたり、対応方法等について指導・助言をもらう。
- ・いじめ防止を主眼とした非行防止教室等の開催や、保護者会等の機会に啓発を行うなど、いじめ の防止を図るための取組に対する支援をしてもらう。
- ・加害者に対して、その健全な育成を図るための説諭をしてもらう。
- ・校内巡回等を通して、生徒に関する情報を提供してもらうことで、いじめの早期発見に繋げる。

(エ) その他、連携が必要な機関

佐賀市教育委員会、医療機関、佐賀市役所子ども家庭課、地区民生委員会、 高木瀬小学校、若楠小学校等

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号 抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(いじめの定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた 生徒の立場に立つことが必要である。
- ※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の 対策のための組織」を活用して行う。
- ※学校は、学校いじめ防止基本方針を策定することが法で義務づけられている。
- ※いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は、所轄の警察署と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。(23条6項)

参考:本校の危機管理マニュアルより くいじめ>、佐賀県いじめ防止基本方針(平成26年9月)